

<p>備 考</p>	<p>(1) 「用途を廃止」するとは、一時的な使用の休止ではなく、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせることをいいます。したがって、次の場合は廃止には該当しません。</p> <p>ア 製造所等の一時的な休止を行う場合・・・「使用休止」</p> <p>イ 設置(変更)許可を受けた後、完成検査前に製造所等の設置(変更)意思を喪失した場合・・・「許可の撤回」</p> <p>(2) 「廃止」するに至った原因が何であるかは問いません。したがって、火災その他の災害等により、設置者の意思に反して、用途廃止しなければならなくなったものについても、廃止届が必要となります。</p> <p>(3) 廃止するために、安全対策などを行っていただく必要があるため、事前に消防本部消防総務課予防係に相談してください。</p> <p>(4) 製造所等の区分変更等により、廃止及び設置の処理が必要な場合があるので留意してください。</p> <p>(5) 製造所等の用途廃止時期は、届出受付日ではなく、届出書に記載された廃止年月日です。したがって、届出年月日、届出受付日は、廃止年月日以後の日付としてください。</p> <p>(6) 廃止年月日以後に危険物の指定数量以上の貯蔵又は取扱いが確認されたときは、無許可貯蔵又は無許可取扱いとなります。</p> <p>(法第10条第1項違反)</p> <p>(7) 製造所等のタンクの完成検査前検査の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失います。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たに完成検査前検査を必要とします。ただし、施設区分を変更する場合等において効力が存続する場合があるので、詳しくは消防本部消防総務課予防係に相談してください。</p> <p>(8) 廃止届受付後、廃止の事実を確認するため必要に応じて現地調査を行うことがあります。火災危険の排除のため、適切な措置を講じてください。</p> <p>(例) 標識、掲示板の撤去、配管の縁切り、タンク内の砂等の充填、タンク銘板の撤去等</p> <p>(9) 廃止に伴い地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る等の指定数量以上の危険物の取扱いを行う場合は、仮貯蔵、仮取扱承認申請が必要です。</p>
------------	--

【危険物製造所・貯蔵所・取扱所の廃止手続きの流れ】

